

各位

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明
(公印省略)

廃棄物処理手数料の改定について (通知)

東京二十三区清掃一部事務組合の廃棄物処理手数料を下記のとおり改定いたします。

記

1 改定理由

受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を改定する。

2 改定内容

条例別表 (第九条関係) に規定する廃棄物処理手数料を改める。

改定後手数料 17.5 円/kg (改定前手数料 15.5 円/kg)

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例別表 (第九条関係)

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一 事業系一般廃棄物 (し尿を除く。) 又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十七円五十銭
二 中小企業者等の産業廃棄物を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十七円五十銭
三 (略)	(略)
四 (略)	(略)
五 転居廃棄物 (粗大ごみの形状のものに限る。) を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十七円五十銭

3 施行日

令和 5 年 1 0 月 1 日 (1 0 月搬入分から適用)

<問合せ先>

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
東京区政会館 1 3 階
電 話 0 3 (6 2 3 8) 0 7 3 6
F A X 0 3 (6 2 3 8) 0 7 4 0